

入札説明書

令和 8 年 8 月 7 日
新潟県魚沼地域振興局地域整備部

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
電子複写機の複写サービス契約 3 台
- (2) 調達案件の仕様等
仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで（5 年間）
- (4) 納入場所
仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本調達物品の公告日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「複写サービス業務」に登録されている者であること。
- (3) 入札参加資格審査申請書を提出した日から入札実施日（令和 8 年 9 月 2 日）までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けている（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (4) 県内に本社（本店）が所在する者であること。
- (5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

3 入札者に求められる義務

- (1) 本調達案件の入札に参加を希望する者は、令和 8 年 8 月 21 日（金）17 時までに「入札参加申請書」（別紙 1）及び「応札仕様書」（別紙 2）（※）を後記 12 の場所に持参または郵送で提出しなければならない。
なお、上記期日までに提出書類の提出がされなかった場合は、入札に参加できない。
※ 応札仕様書（別紙 2）… 別紙仕様書の規格品質と同等以上の品であることがわかるように必要事項を漏れなく記載するとともに、記載事項を証明できるカタログ等を添付すること。
- (2) 入札者は、上記（1）の書類等について、開札日の前日までの間において、説明を求められた場合は、これに応ずるものとする。
- (3) 入札参加要件の審査
提出書類等に基づき審査を行い入札参加の可否を決定する。
審査の結果、不適合となった場合は入札に参加することができない。
審査結果については、令和 8 年 8 月 26 日（水）13 時 30 分以降に後記 12 に問い合わせること。

4 開札の日時及び場所

令和 8 年 9 月 2 日（水）午前 9 時 30 分から 新潟県魚沼地域振興局 3 階 大会議室

5 入札及び開札の方法

- (1) 前記4の開札の日時及び場所に参加し、入札書（別添入札書の様式を使用）を提出すること。
なお、代理人が入札に参加する場合は、入札時刻までに別添委任状を提出の上、入札書に代理人の氏名を記載、委任状の使用印と同じ印鑑を押印すること。
また、入札に参加する際、次のものを持参すること。
 - ・ 再入札に使用する印鑑
- (2) 前記4の開札の日時及び場所に参加できない場合は、入札書を書留郵便で提出することができる。
その場合は、封書の表に「電子複写機の複写サービス契約入札書在中」と朱書の上、新潟県魚沼地域振興局長あてに、開札日時までに到着するように提出すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者は、一旦提出した入札書の書き換え、又は、撤回することができない。
- (5) 開札をした場合において、入札金額のうち新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第54条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の範囲内の価格の入札がないときは、再入札を行うものとする。
なお、書留郵便により入札を行った者については、再入札に参加する意思がないものとみなす。
また、後記6の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (6) 再入札を行うこととなった場合は、初回入札結果公表後、入札執行職員が口頭で通知した時刻に再入札書を提出すること。
- (7) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者等と随意契約の交渉を行うことがある。

6 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に定めた資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人のした入札
- (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- (3) 入札書に記載の入札金額と内訳の金額が一致しない入札
- (4) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (5) 脅迫その他不正の行為によってした入札
- (6) 再入札を行うこととなった場合において、初回入札最低価格以上の価格を記載した入札
- (7) 入札書を郵送する場合において、書留郵便以外によってした入札又は新潟県魚沼地域整備部に開札日時までに到着しなかった入札
- (8) 入札者が不当に価格のせり上げ、又は、せり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認められるときは、全部の入札。
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

以上の入札の効力は、入札執行職員が決定する。この場合、当該入札者はその決定に対し異議を申し立てることはできない。

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

8 契約書作成の要否 要

別添「複写サービス契約書（案）」による。

9 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。詳細は県のホームページ（下記アドレス）による。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/kenminseikatsu/1353967278060.html>

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額）を契約期間の月数（60ヶ月）で除し、それに12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10条。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

11 支払条件

当県が行う検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

12 問い合わせ・郵送先

郵便番号 946-0004

新潟県魚沼市大塚新田 91-4

新潟県魚沼地域振興局地域整備部

電話番号 025-792-8164

Eメール ngt111540st@pref.niigata.lg.jp